

企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>5 14 開示府令第二号様式記載上の注意(41)のaの規定により届出書提出日の属する月の前月末現在における「新株予約権の内容」の記載に当たっては、当該「新株予約権の内容」が最近事業年度の末日のそれらと同様であれば、当該記載に代えて同様である旨を記載することができることに留意する。 また、cにおいても同様とする。</p> <p>5 16 開示府令第二号様式記載上の注意(46)のcに規定する「議決権制限株式（自己株式等）」及びeに規定する「完全議決権株式（自己株式等）」の記載に当たっては、株主名簿上の名義により形式的に自己株式等に該当するか否かを判断するのではなく、所有状況の実態に即して実質的に判断することに留意する。</p> <p>5 - 17 開示府令第二号様式記載上の注意(34)のcに規定する「その他の経営上の重要な契約」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に特に留意するものとする。 ～ （略）</p> <p>5 - 18 開示府令第二号様式記載上の注意(38)のaに規定する「所在地」の記載に当たっては、市区町村までの記載で差し支えないことに留意する。</p> <p>5 - 19 開示府令第二号様式記載上の注意(38)のb及びcに規定する「設備（賃借しているものを含む。）」及び「賃借している設備」には、リース資産を含むことに留意する。</p> <p>5 - 22 定款において不動産の売買に関する事業を会社の目的としている会社が、たな卸資産としての土地を所有している場合には、開示府令第二号様式記載上の注意(73)のcに規定する「主な内訳」として、貸借対照表に掲げる科目ごとにその土地の金額及び面積を記載し、さらにその主な内訳を地域別等適宜な方法により記載するものとする。</p> <p>5 - 23 他社株式転換可能債券の届出をする場合には、転換先株式の発行会社が開示府令第二号様式記載上の注意(81)に規定する「投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社」に該当することに留意し、「当該会社</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>5 14 開示府令第二号様式記載上の注意(38 2)のaの規定により届出書提出日の属する月の前月末現在における「新株予約権の内容」の記載に当たっては、当該「新株予約権の内容」が最近事業年度の末日のそれらと同様であれば、当該記載に代えて同様である旨を記載することができることに留意する。 また、cにおいても同様とする。</p> <p>5 16 開示府令第二号様式記載上の注意(42)のcに規定する「議決権制限株式（自己株式等）」及びeに規定する「完全議決権株式（自己株式等）」の記載に当たっては、株主名簿上の名義により形式的に自己株式等に該当するか否かを判断するのではなく、所有状況の実態に即して実質的に判断することに留意する。</p> <p>5 - 17 開示府令第二号様式記載上の注意(33)のcに規定する「その他の経営上の重要な契約」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に特に留意するものとする。 ～ （略）</p> <p>5 - 18 開示府令第二号様式記載上の注意(36)のaに規定する「所在地」の記載に当たっては、市区町村までの記載で差し支えないことに留意する。</p> <p>5 - 19 開示府令第二号様式記載上の注意(36)のb及びcに規定する「設備（賃借しているものを含む。）」及び「賃借している設備」には、リース資産を含むことに留意する。</p> <p>5 - 22 定款において不動産の売買に関する事業を会社の目的としている会社が、たな卸資産としての土地を所有している場合には、開示府令第二号様式記載上の注意(67)のcに規定する「主な内訳」として、貸借対照表に掲げる科目ごとにその土地の金額及び面積を記載し、さらにその主な内訳を地域別等適宜な方法により記載するものとする。</p> <p>5 - 23 他社株式転換可能債券の届出をする場合には、転換先株式の発行会社が開示府令第二号様式記載上の注意(74)に規定する「投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社」に該当することに留意し、「当該会社</p>

の情報の開示を必要とする理由」には、おおむね次のような記載をするものとする。

「平成 年 月 日発行の他社株式転換可能債券（券面総額 億円、発行価額の総額 億円）の償還は、 の条件で 会社発行の普通株式により行われるため、以下に 会社の企業情報を記載しております。」

法第7条（訂正届出書の提出）関係

7-7 法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第3項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

～（略）

有価証券届出書の記載事項中「経理の状況」につき、開示府令第二号様式記載上の注意(74)の各号の一に該当することとなった場合

（略）

法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係

24-8 開示府令第三号様式「記載上の注意(26)のi」に規定する「保有期間等に関する確約」とは、株式公開前の第三者割当等による株式等の発行に関して、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等により、当該取得者が当該株式等を公開後一定期間保有すること等についての確約をいうことに留意する。

24-9 開示府令第三号様式「記載上の注意(26)のi」の記載に当たっては、当該取得者による株式の移動が行われなかった場合にも、その旨記載することに留意する。

B 個別ガイドライン

「事業等のリスク」の記載例に関する取扱いガイドライン

開示府令第二号様式記載上の注意(33)に規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。

の情報の開示を必要とする理由」には、おおむね次のような記載をするものとする。

「平成 年 月 日発行の他社株式転換可能債券（券面総額 億円、発行価額の総額 億円）の償還は、 の条件で 会社発行の普通株式により行われるため、以下に 会社の企業情報を記載しております。」

法第7条（訂正届出書の提出）関係

7-7 法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第3項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

～（略）

有価証券届出書の記載事項中「経理の状況」につき、開示府令第二号様式記載上の注意(68)の各号の一に該当することとなった場合

（略）

法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係

24-8 開示府令第三号様式「記載上の注意(21)のi」に規定する「保有期間等に関する確約」とは、株式公開前の第三者割当等による株式等の発行に関して、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等により、当該取得者が当該株式等を公開後一定期間保有すること等についての確約をいうことに留意する。

24-9 開示府令第三号様式「記載上の注意(21)のi」の記載に当たっては、当該取得者による株式の移動が行われなかった場合にも、その旨記載することに留意する。

B 個別ガイドライン

「事業等のリスク」の記載例に関する取扱いガイドライン

開示府令第二号様式記載上の注意(32-2)に規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。